

「とっておきの京都プロジェクト」実証事業支援制度 募集要領

1 事業の趣旨・目的

(公社) 京都市観光協会 (DMO KYOTO) (以下「当協会」という。) では、地域や民間事業者と連携し、多様なエリアの魅力を発掘・活用することにより、市域全体への観光客の誘客を促進させ観光地の混雑緩和を図るとともに、人と人との新たな交流を生み出し、地域の活性化をつなげることを目的とし、平成30年から「とっておきの京都プロジェクト」に取り組んでいます。

本目的を達成するため、地域の観光推進の核として主体的に観光誘客に取り組もうとする事業者・団体等による地域ならではの観光資源を活用したツアー、体験、イベント等の実証事業を募集し、当協会による伴走支援を行います。

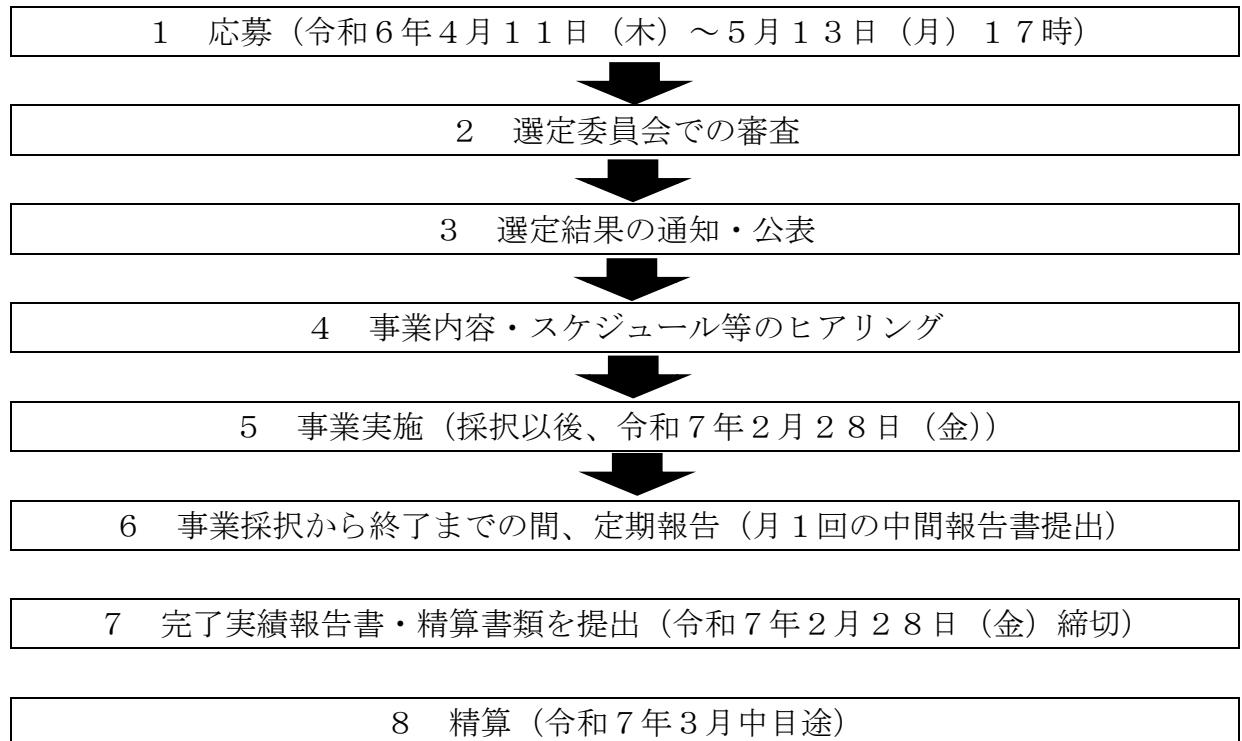
2 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 応募にあたって、補助を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は本募集要領を確認のうえ、応募書類一式を提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、選定委員会による審査を行い、支援対象として相応しいと認められる提案を行った事業者を選定します。また、審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合があります。
- (3) 採択の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）から事業スケジュール等のヒアリングを実施します。
- (4) 補助事業者は、採択の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (5) 補助事業者は、策定した事業計画に基づき、当協会による伴走支援を受けながら事業を実施します。万が一、事業計画書の記載内容に変更が生じる場合には、必ず事前に事務局に連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。
- (6) 補助事業者は事業の採択から開始までの間における準備状況や事業の進捗等を定期的に所定の様式により事務局に報告していただきます。補助事業の進捗・成果を確認するため、必要に応じて現地調査等を実施します。
- (7) 補助事業者は補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書、精算に必要な書類等一式を事務局に提出しなければなりません。

事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金の額が確定します。

〈本事業の流れ〉



※ 事業の終了後、順次、報告・精算

3 応募要件等

(1) 対象者

本制度への応募にあたっては、次のすべてを満たすことを要件とします。

ア 2以上の事業者または団体が共同していること。

イ 「とっておきの京都プロジェクト」エリア※内に拠点を有する事業者等が1社以上参加していること。

※ 伏見、大原、高雄、山科、西京、京北の6エリアを指します。

(2) 応募資格

本制度に応募しようとするすべての申請者は、次のすべての要件を満たすこと。

ア 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。

イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。

オ 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く）でないこと。

キ 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。

ク 提案事業の実施に必要な組織体制を有すること。

ケ 財務状況が健全であること。

コ 旅行業法等、法令の規定により、事業の実施に際し免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。

サ 当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。

(3) 補助対象事業

本制度へ応募する事業内容には次のすべてを満たすことを要件とします。

- 「とっておきの京都プロジェクト」エリアを対象に実施する事業であること。

なお、近隣自治体等を含めた方が効果的な取組となる場合には、「対象エリアのみ」での取組に限るものではありません。

- 歴史、文化、芸術、自然、食、伝統産業、交通等、地域ならではの観光資源を活用した、ツアーや体験、イベント等、コンテンツの磨き上げを図る事業であること。

（地域ならではの観光資源の事例（キーワード、トピックスなど））

伏見港、日本酒、食文化、竹林、農家民宿、回遊性の向上 など

- 様々な事業者等が主体的に取り組む、地域全体への観光誘客や経済活性化に資する事業であること。

※ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業ではないこと。

- ・ 国内観光客、インバウンド、年齢層、趣向など、ターゲットを明確にした事業であること。
- ・ 事業の実施に当たっては、SNSやホームページ等での誘客促進策を行うこと。
- ・ なお、補助事業者の取組を効果的に周知・販売等につなげるため、原則、当協会や京都市においてもリリース等を行う。このため、販売等の期間も考慮したうえで、事前に当協会と協議のうえ進められる事業であること。
- ・ 取組に関する観光資源については、多くの観光客が利用する地図検索サービス上の情報を入力すること（例：Google ビジネスプロフィール）。
- ・ アンケート等による実施事業の効果検証を行うこと。
　なお、効果検証には数値を用い、定量的に行うこと。
- ・ 過去から継続実施している事業も対象とするが、高付加価値化や事業拡大など新たな取組を行うこと。
- ・ 次年度以降も取り組む事業であり、自走化を念頭に収益性や販路などの展開を考慮したこと。
- ・ 事業の実施に当たっては、当協会と適宜協議のうえ進めるとともに、月1回の進捗報告を所定の書面により行うこと。

4 採択事業に対する支援

補助事業者に対し、当協会は以下のとおり支援する。ただし、天災地変、事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続できない場合は、この限りではない。

※ 審査の過程において事業内容と経費との関連性が妥当と認められない場合、その相当額を応募内容における助成額から減額する場合があります。

(1) 事業費の助成

補助事業者に対し、事業の実施において発生する直接的な経費を当協会が助成します。

ア 助成金額等

助成上限額：50万円

※ 消費税は助成対象外とします。ただし、免税事業者等はこの限りではありません。

イ 助成対象経費

採択事業の実施に不可欠であり、且つ支出の最たる目的が採択事業である経費を対象とします。

対象経費	例示
1プロモーション費	広告料、パンフレット・リーフレット・WEBサイト等の制作費
2委託費	事業の運営等に必要な業務を外注する経費
3備品購入、設備導入費	※ただし、前述のとおり、支出の最たる目的が採択事業でなければならないことに留意してください。
4その他経費	上記に掲げるものの他、本事業を実施するために特に必要と認める経費 講師の招請、専門家の意見聴取、クーポン印刷、案内看板 等 ※ただし、前述のとおり、支出の最たる目的が採択事業でなければならないことに留意してください。

参考 助成の対象とならない経費（例）

- ・ 本事業に直接関係のない経費
 - ・ 採択前に発生した経費
 - ・ 企画、マーケティング経費
 - ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、光熱水費、通信料等）
 - ・ 旅費・交通費
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタ、スマートフォン、タブレット端末等の購入費等）
 - ・ 電話代、新聞代、雑誌定期購読料等
 - ・ 旅行者が受益する景品の購入や割引に係る経費
 - ・ 既存事業を高付加価値化する場合には、高付加価値化に必要な部分以外の経費
 - ・ 国や他の行政団体等から補助等を受ける予定である経費 等
- ※ 国等の補助事業への重複申請は可能ですが、補助等を受けようとする経費が重複するものについては、本制度の助成対象外です。また、事業全体の経費のうち、どの経費が各補助事業にあたるかを（様式3）資金計画書において示してください。
- ※ 国等の補助事業の要件として、本制度による助成との併用が不可の場合がありますので、個別に御確認ください。

ウ 助成金の交付

- ・ 事業終了後、令和7年2月28日（金）までに支払い等を全て完了させたうえで、実績報告書や精算に係る書類等すべての必要書類を提出いただきます。
- ・ 報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、助成金の額を確定し、30日以内に交付します。
- ・ なお、助成対象事業の内容や経費配分の変更などの事案が生じる場合は、事務局に

事前協議を行っていただきます。内容によっては、助成金の交付額が交付決定額から減額となる場合がございます。

(2) プロモーション支援

当協会は、採択事業者が事業において実施するプロモーションの相談に応じる他、当協会の媒体等を活用したプロモーション支援を行います。

(3) 事業内容に関する助言及び関係者との調整等

当協会は、採択事業者からの相談に応じ、実施内容への助言を行うとともに、事業実施における関係者や行政機関、地域との調整等を支援します。

5 応募手続等

(1) 書類の提出

本制度に応募しようとする者は、以下のすべての書類を電子メールで提出ください。

- (様式1－1) 実証事業支援制度申請書
- (様式1－2) 事業者概要書
- (様式1－3) 反社会的勢力排除に関する誓約書
- (様式2－1) 事業計画書
- (様式2－2) 事業実施スケジュール
- (様式3) 資金計画書
- (任意様式) 財務諸表（3箇年分）

※申請するすべての事業者分、貸借対照表でも可能

- (任意様式) 参考資料 ※任意様式、実施事業の参考となる過去実績等の資料

(2) 提出期限

令和6年5月13日（月）17時（必着）

(3) 申請書類の提出先・問い合わせ先

ア 提出書類の種別

- ・ 電子データ（電子メールにて提出）
- ・ 申請書類一式 5部（郵送にて提出）

※ 提出データは、PDF化してひとつのファイルに統合し送付ください。当協会のサーバの都合上、1メールあたりファイル容量が合わせて3MB以内となるようにしてください。3MBを超える場合、大容量ストレージサービスをご利用ください。

※ 電子データを紙面に出力の上、5部を下記提出先まで送付してください。

※ 当協会ウェブサイト内に募集要項・申請様式等掲載

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20240411/>

イ 提出先

公益社団法人京都市観光協会 誘致事業課 とておきの京都プロジェクト担当
電子メール：totteoki-kyoto-dmc@kyokanko.or.jp

※ 電子メールの件名の冒頭に、必ず【申請：「とておきの京都プロジェクト」実証事業支援制度】と付記してください。

※ 電子メールの受信後、当協会から受信確認のメールを送付します。

ウ 問合せ先

電話：075-213-0020（平日 午前9時～午後5時）

FAX：075-213-1011

(4) 注意事項

ア 提出書類が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- ・ 提出内容に虚偽の記載があると認められる場合
- ・ 提出書類に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 採択事業の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。

ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により当協会の承諾を得た場合の他は認めません。

オ 採択された事業内容については、進捗状況等を必要に応じて対外的に公開する場合があります。

カ 提出書類において使用する言語は日本語、PC等でデータ入力されたものとし、手書きは原則不可とします（諸事情によりデータの入力ができない場合は個別に御相談ください）。

6 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

事業者からの提出書類に基づき選定委員会による審査を行い、支援対象として相応しいと認められる提案を行った事業者を選定します。選定委員及び選定委員会は非公開とし、個別の評価経過及び結果に関する問合せには応じません。

(2) 決定及び通知

採否の審査結果は文書により各事業者に通知します。選定において、通知する助成金交付決定額は、応募時の交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。なお、採択事業の実施主体及び事業名については、当協会ウェブサイトで公開します。

(3) 審査基準

提出された書類を以下の観点から審査します。

(評点：100点)

評価項目	評価の着目点	配点
実施体制 ・計画性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業遂行に十分な体制か ○連携するすべての事業者等が主体的に取り組む体制となっているか（単なる委託・受託の関係ではないか） ○自走化を念頭に置いた体制か ○事業実施の行程・スケジュールは適切か 	15
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ○本制度の趣旨を十分に理解した事業であるか (過度、本制度採択事業者の場合、効果検証等を踏まえた取組か) ○地域の観光資源を活用した取組であり、地域の課題解決に資する内容であるか ○取組の新規性や独自性など誘客の観点から魅力的な取組か ○取組を行う地域の課題分析が論理的で、ターゲットや取組内容との整合性がとれているか ○設定した事業目標は適切か又達成に十分な取組か 	30
誘客効果・ 地域観光への 寄与	<ul style="list-style-type: none"> ○地域への誘客効果は具体的か ○地域複数の事業者等の収益向上など地域経済の活性化に寄与する取組か ○地域独自の観光資源の新たな活用などによる、文化や自然などの維持・継承等に寄与する取組か 	30
事業の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後、自走化に至るまでの計画が、具体的かつ実現可能性が高いか 	25